

葛巻町に

建設関連業務委託契約競争入札参加資格を申請する方へ

1 競争入札に参加するための資格要件

葛巻町における競争入札に参加する方の資格要件は、次のとおりです。

- (1) 営業又は事業に関し法律上資格が必要とされる場合においては、その資格を有する者
- (2) 令和 7 年 9 月 30 日現在において営業又は事業年数が 1 年以上の者
- (3) 資格審査基準日の直前 2 年以内の事業（営業）年度において、競争入札に参加を希望する建設関連業務についての業務履行実績を有する者
- (4) 町税並びに法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (5) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条及び雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定に違反していない者

2 欠格要件

次の欠格要件に該当する方は、資格審査を受けることができません。

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 関係法令の規定による営業若しくは業務の停止又は事務所の閉鎖処分を現に受けている者
- (3) 葛巻町暴力団等排除措置要綱（令和 2 年葛巻町告示第 79 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者
 - ア 暴力団員（暴力団の構成員及び暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。）
 - イ 暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
 - ウ 法人その他の団体であつて暴力団員がその役員となっているもの
 - エ 暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するもの（前号に該当するものを除く。）
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがある者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがある者など経営状況が著しく不健全であると認められる者
- (5) 建設関連業務の委託に係る指名競争入札参加者の資格および指名等に関する規程（平成 14 年告示第 71 号。以下「規程」という。）第 8 条の規定により資格者認定を取り消され、その取り消された資格者認定の有効期間が経過していない者
- (6) 規程第 8 条の規定により資格者認定を取り消され、その取り消しの日から 2 年を経過していない者
- (7) 資格審査申請書の重要な事項について、虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった者

3 資格審査結果の通知及び資格の有効期間

(1) 資格審査結果の通知

資格審査結果につきましては葛巻町ホームページで公開します。

(文書での通知は行いませんので、ホームページにおいてご確認ください。)

(2) 資格の有効期間

資格の有効期間は、令和9年4月1日から令和10年3月31日までの1年間です。

受付期間内に資格審査申請書を提出（郵送）しない場合や、記載内容の不備により資格審査申請書が返送され、受付期間内に再度審査を行い受理が出来なかった場合は、次回の申請受付まで申請できません。

4 建設関連業務の種類と内容

葛巻町が発注する業務は次のとおりです。

業務の種類	業 務 内 容
測量	※1 測量一般 ※2 地図の調整 ※3 航空測量
建築関係コンサルタント業務	※1 建築一般 2 意匠 3 構造 4 暖冷房 5 衛生 6 電気 7 建築積算 8 機械設備積算 9 電気設備積算 10 調査 11 工事監理（建築） 12 工事監理（電気） 13 工事監理（機械） 14 耐震診断 15 地区計画及び地域計画
土木関係コンサルタント業務	1 河川・砂防及び海岸・海洋 2 港湾及び空港 3 電力土木 4 道路 5 鉄道 6 上水道及び工業用水道 7 下水道 8 農業土木 9 森林土木 10 水産土木 11 廃棄物 12 造園 13 都市計画及び地方計画 14 地質 15 土質及び基礎 16 鋼構造及びコンクリート 17 トンネル 18 施工計画・施工設備及び積算 19 建設環境 20 機械 21 電気電子 50 土地区画整理事業
地質調査業務	1 地質調査
補償関係コンサルタント業務	1 土地調査 2 土地評価 3 物件 4 機械工作物 5 営業補償・特殊補償 6 事業損失 7 補償関連 8 総合補償 ※9 不動産鑑定

※印の業務は、関係法令に基づく登録がないと申請できません。

(1) 「測量」における「測量一般」、「地図の調整」及び「航空測量」を希望するためには、契約を締結する事務所について測量法第55条の登録が必要です。

(2) 「建築関係建設コンサルタント業務」における「建築一般」を希望するためには、契約を締結する事務所について建築士法第23条の登録が必要です。

(3) 「補償関係コンサルタント業務」における「不動産鑑定」を希望するためには、契約を締結する事務所について不動産の鑑定評価に関する法律第22条による登録が必要です。